

# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

◆ウェブサイト閲覧中のニセの警告音にだまされないで！！

◆一部の美容医療でクーリング・オフが可能になりました

◆ハガキによる架空請求が後を絶ちません！！



## ウェブサイト閲覧中のニセの警告音にだまされないで！！



パソコンで動画を見ていたら、突然警告音が鳴り出し止まらなくなった。パニック状態になり、画面に出ていた「対策をする」という表示にあった電話番号へ連絡をしてしまった。電話の相手が、1万円ほど支払えば音を消してくれると言うので、仕方なくお願いし、クレジットカード番号を教えた。相手の指示に従いパソコンを操作した後、遠隔操作により警告音と画面は消えたが、不審である。

### ★アドバイス★

- パソコンでサイトの閲覧中に、突然、警告音が鳴り出し、「ウイルスに感染した」等という警告表示が表れたまま消えず、画面上の電話番号に連絡させるように仕向ける事例が報告されています。音や画面表示が出て、とにかく慌てず、落ち着くことが大切です。
- 画面の連絡先に電話をすると、「警告音や画面を消すため」とウイルス対策ソフト等をインストールさせられ、料金を請求されることがあります。決して画面の連絡先に、電話をしてはいけません。
- 警告音や画面を消す方法は独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページが参考になります。
- 困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口へ早めにご相談ください。



# 一部の美容医療でクーリング・オフが可能になりました



2017年12月1日に改正特定商取引法が施行され、美容医療サービスのうち、(1)脱毛、(2)にきび・しみ等の除去、(3)しわ・たるみの軽減、(4)脂肪の減少、(5)歯の漂白等について、特定の要件<sup>(\*)</sup>に当てはまるものは、8日間以内のクーリング・オフや、一定期間経過後の中途解約ができるようになりました。

中途解約では、事業者により解約料が決められている場合は解約料を支払う必要があります(事業者が請求できる解約料には上限があります)。

(\*) 特定の要件(特定商取引法の特定継続的役務提供の要件)

…提供期間：1か月超、金額：5万円超、主務省令で定める施術方法によるものに限る。

## クーリング・オフとは？

消費者が商品やサービスの契約をしたものの、契約をやめたいと思ったとき、8日間以内(マルチ商法などは20日間以内)であれば無条件で契約を解除することができる制度です。クーリング・オフをすると、その契約はなかったこととなります。クーリング・オフは、販売業者に必ず書面で通知します。



©宮城県・旭プロダクション

クーリング・オフができるかどうか、書き方や手続き方法がわからないときは、すぐにお住まいの地域の消費生活相談窓口へご相談ください。

## 美容医療を受ける前に確認！

### 1. 情報を収集する

- 効果や料金、リスク等の情報を集めよう  
⇒ 他の医療機関や医療安全支援センター(<http://www.anzen-shien.jp/>)等、複数の情報を検討
- メリットを強調するクリニックのホームページをうのみにしない  
⇒ リスクやデメリットも確認が必要

### 2. 医師から十分に説明を受ける

- 渡された契約書面等には必ず目を通そう  
⇒ 希望どおりの施術か、リスクはどの程度か、契約内容・解約条件はどうかなど
- 医師から十分に説明を受け、検討して納得した上で施術を受けよう  
⇒ 施術の具体的な内容・方法、リスクや副作用、施術の効果や程度、限界など
- 費用総額の詳細な説明を受けよう  
⇒ 支払方法や支払い時期、クレジットの手数料など

### 3. 問題のある勧誘を行うクリニックとは契約しない

- × 断っているのに即日施術を勧めるクリニック
- × 保険適用となるのに、高額な自由診療の施術を強く勧めるクリニック
- × 高額な契約をさせるために、年収等に嘘の申告をさせるクリニック

# ハガキによる架空請求が後を絶ちません！！

「法務省管轄支局 民間訴訟告知センター」や「法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター」など、あたかも公的機関のような名称をかたった架空請求ハガキが届いたという相談が、4月から急増しています。

ハガキには「民事訴訟」、「給与等の差し押さえ」、「最終告知」など不安をあおる言葉が記載しており、文末に「必ずご本人様からご連絡頂きますように」などと記載されています。

ハガキに記載してある「取り下げ等のお問い合わせ窓口」に連絡してきた人をターゲットに、執拗に支払いを強要するのが手口と思われます。



©宮城県・旭プロダクション

↓送付されているハガキ見本

## 消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号（わ）308 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年4月■日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター

東京都千代田区霞が関2丁目■■■■

取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-■■■■

受付時間 9:00～20:00（日、祝日を除く）

## ★アドバイス★

- 身に覚えがなければ連絡してはいけません。無視しましょう。

※ ただし、「裁判所からの支払督促」や「少額訴訟の呼出状」等と記載されている場合は、書類の真偽の判断はむずかしいので、放置せず、すぐにお住まいの地域の消費生活相談窓口や裁判所に相談することが重要です。裁判所の管轄地域・連絡先については、裁判所のホームページ内にある「各地の裁判所」でも確認することができます。

- ハガキに記載されている連絡先に、個人情報をつもらさないようにしましょう。
- 請求された内容について不明な点があったり不安な場合は、ハガキに記載されている連絡先に連絡するのではなく、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- お金を払ってしまった場合は、すぐに警察に相談してください。

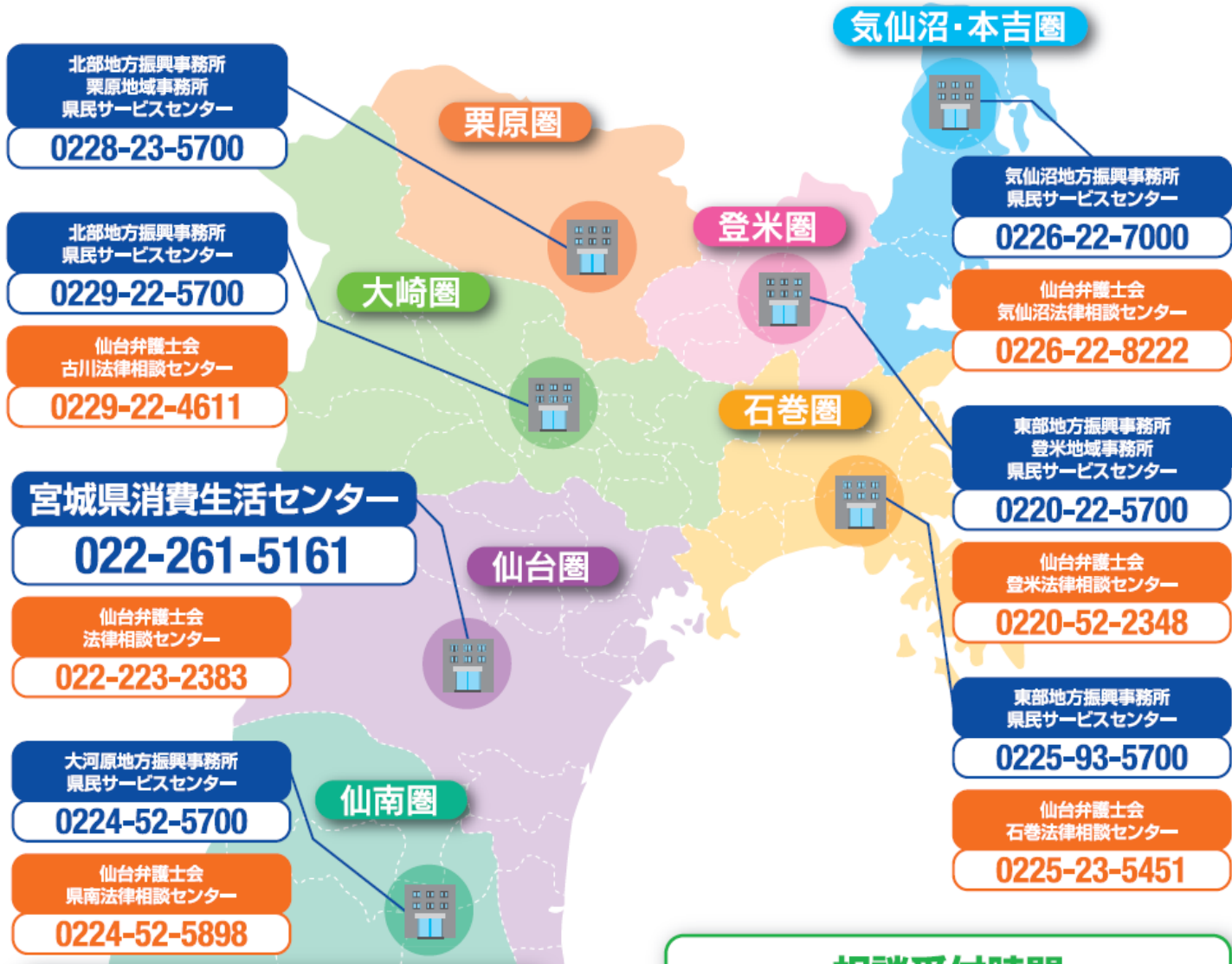




困ったとき、わからないときは…

# 消費生活センター 県民サービスセンター

# 相談 しよう!



**消費者ホットライン**  
**188 (嫌や!)**  
お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。  
その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

**警察相談専用電話**  
**#9110**

**相談受付時間**

**宮城県消費生活センター**  
平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00  
※祝日・年末年始はお休みです。

**各地方振興事務所県民サービスセンター**  
平日:9:00~16:00  
※土日祝日年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、  
本情報誌のバックナンバーをご覧ください。  
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで（電話 022-211-2524）